

第8次総量削減計画（概要）

1 制度の概要

瀬戸内海等の閉鎖性海域では、水質汚濁防止法に基づく排水基準（濃度基準）のみによっては、化学的酸素要求量（COD）等の環境基準達成が困難なことから、海域に流入する汚濁負荷を総合的に削減する「水質総量削減制度」が導入されている。

この制度では、環境大臣が定めた化学的酸素要求量（COD）等に係る削減目標を達成するため必要な事項を定めた「総量削減計画」の策定とともに、50m³/日以上の特定事業場の化学的酸素要求量（COD）等の汚濁負荷量を規制した「総量規制基準」を定めることとなっている。

2 総量削減計画(案)の概要

～とくしまのSATOUMI（里海）の次世代への継承～

- (1) 目標年度 平成31年度
- (2) 削減目標量（1日あたりの発生量）

「化学的酸素要求量（COD）」については、良好な水質を次世代に継承するために、生活排水処理施設の整備促進等により更なる削減を行う。

「窒素・りん」の栄養塩については、藻類の色落ちや漁獲量の減少との蓋然性を見据えながら、水質改善と生物多様性・生産性といった相反する課題を両立させる削減目標量とする。

| 第8次目標 | COD | 窒素含有量 | りん含有量 |
|---------|--------|--------|---------|
| 平成31年度 | 34トン | 19トン | 1.5トン |
| (第7次目標) | (35トン) | (19トン) | (1.5トン) |

3 今後のスケジュール

平成29年 4月 環境大臣正式協議
6月～ 議会報告、総量削減計画の策定及び告示